

Title	ジンバブウェにおける政治体制の歴史的変遷：革命政治から二大政党政治へ
Sub Title	The historical changes of political regime in Zimbabwe : the end of the revolutionary politics?
Author	井上, 一明(Inoue, Kazuaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.12 (2010. 12) ,p.171- 193
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小此木政夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101228-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジンバブウェにおける政治体制の歴史的変遷

——革命政治から二大政党政治へ——

井 上 一 明

問題意識

- I 「革命政党」としてのZANU-PPFと有権者の忠誠心
 - 1 民族的分裂の選挙（一九八〇年・一九八五年総選挙）
 - 2 持続可能な野党の不在と政治的アパシーの選挙
- II 「民主主義体制」から「選挙権威主義体制」へ
 - 1 体制の転換点としての国民投票
 - 2 「選挙権威主義体制」下の選挙
 - 3 「選挙権威主義体制」の解体——飢えのなかの選挙——

結語

問題意識

本稿は、アフリカにおける権威主義体制の政治変動は、軍によるクーデターや内戦などによる暴力的な手段、

あるいは国連などの国際機関そして先進ドナー諸国などによる外的な圧力による政権自体の自己改革などによって発生するばかりではなく、ある種の条件が整うならば有権者の力によっても起こりうることを検証しようとするものである。

言葉を変えていうならば、定期的に選挙はおこなわれるが、与党の「操作」によって野党が政権の座に就く可能性がほとんどない、あるいは与党にとって野党が勝利を収めることが想定されていない非民主主義体制においても、次の三つの条件が存在する場合には、政治体制の変革は選挙によって可能である、あるいはまさに「選挙」によって生み出される、という仮説をジンバブエのケースを通じて歴史的に検証しようというのが本稿の目的である。こうした変革を可能にする条件とは、一、持続可能な組織としての野党の存在、二、野党に対する外部からの支援、そして三、「飢え」の状態に追い込まれた有権者あるいは「飢えの力」、である。

ところで選挙による政治変動は、先進民主主義諸国においては所与のものと見なされるが、アフリカ諸国においては必ずしもそうではない。したがって本稿における議論の基本的な論点は、どのような条件の下において有権者は、選挙を通じて政治体制の変動を引き起こすのか、というところにある。

国際的な調査機関や先行研究によると、アフリカの大部分の諸国は、たとえばアフロ・バロミターのいう「ハイブリッド体制」、またフリーダムハウスのいう「部分的自由な国家」あるいは「非自由な国家」、そしてたとえばシエドラーのいう「選挙権威主義体制」と規定されている。すなわちアフロ・バロミターによれば、アフリカ諸国のなかで民主主義が定着している国家は一カ国もなく、これにきわめて近いのがボツワナである。そして大部分のアフリカ諸国は、「非定着的ハイブリッドシステム」であるという。⁽¹⁾ ハイブリッドシステムあるいはハイブリッド体制とは、民主主義体制と権威主義体制の中間に位置する体制と見なされ、この体制は「擬似民主主義体制」、「擬似権威主義体制」そして「擬似独裁制」とも呼ばれている。⁽²⁾ 他方、フリーダムハウスは周知の通り、

「政治的諸権利」そして「市民的自由」を基準として世界各国の「自由度」に関する調査を公表している。同調査機関は、「自由な国家」、「部分的自由な国家」そして「非自由な国家」という分類を採用しており、「自由な国家」とは、開かれた政治的競争がみられ、市民的自由が尊重され、自立的な市民生活が存在し、そして独立したメディアが存在する国家である。「部分的自由な国家」とは、政治的諸権利および市民的自由にある程度の制限が存在し、しばしば汚職、法による支配の脆弱性、そして民族紛争や内戦が発生するような国家である。「非自由な国家」とは、基本的な政治的権利が欠如し、そして基本的な市民的自由が広範にかつ組織的に否定されている国家である。サハラ砂漠以南のアフリカ諸国のなかでフリーダムハウスが「自由な国家」と評価したのはわずか五カ国であり、「部分的自由な国家」は、二三カ国、そして「非自由な国家」は一六カ国である⁽³⁾。そして本稿で取り上げるジンバブウェは、「非自由な国家」と見なされている。

民主主義国家において選挙がその国家の政治の方向性を規定するきわめて重要なものであることは言うまでもない。フリーダムハウスの二〇一〇年のレポートにおいて五・五から七まで（七ポイントがもっとも非自由な国家）のポイントを与えられている「非自由な国家」のなかで六ポイントのジンバブウェにおいても、独立以来、選挙はこの国の政治のあり方・方向性を決める際に極めて重要な役割を果たしてきた。そして二〇〇八年の議会・大統領選挙の結果、政権党が敗北し二大政党による連立政権の樹立という一九八〇年の独立後最大の政治変動が発生したのである。それではなぜ「非自由な国家」であるジンバブウェにおいて、このような大きな変動が「選挙」によって発生したのであろうか。

本稿はこうした政治変動に至ったジンバブウェの政治体制の歴史的変容を、大統領選挙・議会選挙に焦点を合わせて政権党、野党勢力、そして有権者という三つのアクターから考察する。

I 「革命政党」としての ZANU-PPF と有権者の忠誠⁽⁴⁾心

一九八〇年代そして一九九〇年代は、ZANU-PPF が植民地支配そして白人支配からの解放という大義を掲げた「革命組織」そして「解放運動」としてその正当性を主張し、野党勢力はこのレトリックに対抗できず、また有権者はこの「革命組織」そして「解放運動」に対する忠誠心を選挙という場を通じて表明した二〇年であった。

政治体制としては独立憲法に盛り込まれた民主制が維持され、議院内閣制から実権大統領制への制度的な移行（一九八九年）があつたが、この移行が大きな政治変動を引き起こしたわけではなかつた。この時期のジンバブウェは、政治的にはむしろ安定しており「議会制民主主義」がその基本的なルールから大きく逸脱することなく機能した二〇年といふことができよう。

1 民族的分裂の選挙（一九八〇年・一九八五年総選挙）

一九八〇年および八五年に実施された総選挙（議会選挙）は、選挙というものが民族的な違いを表面化させ、そしてその結果は民族間の亀裂（クリーヴィッジ）へと導くものであることを示した選挙であつた。

八〇年選挙の特殊性は、これが独立国家としてのジンバブウェでおこなわれた普通選挙権にもとづく初の選挙であつたこと、そして約一〇年間にわたる内戦の終結を告げるものとしておこなわれた選挙であつた、ということにその特徴がある。したがつてこれ以後の総選挙とは条件がかなり異なるとはいえ、その選挙結果を見ると次回の総選挙である八五年総選挙とほぼ同じ結果が現れたという意味において、必ずしも特殊なものであつたとはいえない。

表1 80・85年議会選挙（獲得議席数）

年	ZANU-PF	ZAPU
1980	57	20
1985	64	15

ジンバブウェにおける初の総選挙は、一九八〇年二月、新憲法に関する国民投票をかねておこなわれた。当時ジンバブウェは議院内閣制を採用しており、したがって一〇〇議席からなる一院制の議会において多数の議席を得た政党から首相が選出された。また議会には白人有権者に対する政治的な配慮から二〇の白人指定議席が設けられていた。八五年総選挙は、八五年におこなわれた。ここでは八〇・八五年の総選挙において普通選挙人名簿八〇議席を争った二つの政党、ZANU-PFとZAPUの選挙結果についてみてみたい。これら二つの選挙における両党の獲得議席数は、表1のようなものであった。⁽⁵⁾

この結果から明らかのように、両党の獲得議席数は若干の増減はあるものの、次回の総選挙において政権交代を予測させるような競合の結果にはなっていない。ジンバブウェにおいてはこれらの選挙における両党の選挙マニフェストに大きな違いは見られなかった。ちなみに選挙キャンペーンにおける各政党のマニフェストに大きな違いがないということは、二〇〇八年の大統領・議会選挙に至るまでジンバブウェの選挙競争にみられた特徴の一つである。また両党の支持基盤として、一方が都市労働者層そして他方が富裕層並びに中間所得層といった社会階級の違いというものもみられなかった。八〇年および八五年総選挙において両党の勝敗を分けた最大の要因は、ジンバブウェの国民を構成する各民族の規模であった。単純化していえば、ジンバブウェの人口の七五パーセントはシヨナ人であり、そして二〇パーセントはンデベレ人である。そして両選挙においてZANU-PFはシヨナ人居住地域の選挙区を、そしてZAPUはンデベレ人が多数を占める選挙区をほぼ独占したのであった。二つの選挙結果からも明らかのように両党の獲得議席数は、ジンバブウェにおける二つの民族集団の人口数にほぼ比例している。

しかしながらここで注意しておきたいことは、両党とも全国政党であり、特定の地方あるいは

選挙区だけに候補者を擁立するといった地方政党ではない、ということであり、両党はすべての選挙区に候補者を立てたのである。選挙の正当性に関して特に八〇年総選挙は、ジンバブウェ独立総選挙ということもあって世界の耳目を集め、海外からたとえば英連邦選挙監視団など多くの監視団がジンバブウェを訪れた。そしてすべての監視団が程度の差こそあれこの選挙を「自由かつ公平」と評価したのである。⁶⁾ これら両選挙の結果は、それぞれの政党がおおの基盤とする民族集団の選挙区においては圧倒的に優勢であることを示す一方で、両党がその支持基盤を別の民族集団の選挙区に拡大しようとしても集票がきわめて困難であることを同時に示したのである。

ジンバブウェの独立が、一九世紀末以来の少数白人支配体制の打倒を目指した革命の帰結であるとの観点から見ると、両選挙における有権者の投票行動は次のように説明できよう。すなわち七〇年代の「解放戦争」において ZANU-PPF そして ZAPU という「解放組織(当時)」が浸透した地域における住民は、独立後の支配権の正当性を訴えるそれぞれの組織に対してみずからの忠誠心を示した、ということになる。

以上のような八〇年・八五年総選挙の結果に表れたジンバブウェの民族的分裂は、八〇年代のジンバブウェの政治を大きく規定することになった。すなわち今日に至るまで「ジェノサイド」か否かが激しく論じられている八〇年代中層に発生した ZANU-PPF 政権によるジンバブウェ中西部の住民を巻き込んだ反政府運動掃討活動通称「ゴクラウンデイ」は、同地域の住民の圧倒的多数が ZAPU の支持者であったことと決して無関係とはいえないであろう。しかしながらその一方で与党 ZANU-PPF は、「国民和解」を掲げて ZAPU との連立政権を樹立した。さらに ZANU-PPF は、解放組織から政党への脱皮を図るべく党組織の構造改革そして全国的規模の再編制を実施した。これはいうまでもなく、ZAPU の支持基盤への浸透を視野に入れたものであった。さらに同党は、ZAPU との合併に向けて交渉を開始したのであった。こうした ZANU-PPF の政策は、八〇年

代の二回の総選挙における民族的分裂という選挙結果に対応するものであり、国民統合を目指す同党にとっては克服しなければならぬ大きな課題であった。

他方、ZAPUは、当初ZANU-PPFとの連立政権の樹立という形でみずからの存在を明示できたが、ZAPU指導者ならびに支持者に対するZANU-PPFの暴力・非暴力を含めた様々な圧力に直面し、連立政権の解消さらにはゴクラウンディによって弱体化していったのである。これに加えて二回の総選挙の結果は、同党にとって民族という枠を超えて党の支持基盤を拡大することがきわめて困難であることを認識させ、かくしてZANU-PPFとの併合、しかしながら事実上のZANU-PPFへの吸収という道へとZAPUを向かわせたのであった。

2 持続可能な野党の不在と政治的アパシーの選挙

一九九〇年代に実施された二回の議会選挙、そして二回の大統領選挙は、有権者の政治的アパシーの選挙と見なすことができる。その最大の原因は、ZANU-PPFそして大統領ムガベに対抗しようとするような政党と候補者が存在しなかったためである。

各選挙における投票結果は表2の通りであり、各選挙における投票率は、九〇年の大統領選挙が六三・九パーセント、九六年の同選挙が三二・三パーセント、そして九〇年の議会選挙が五四パーセント、九五年の同選挙が約三一パーセントであった。これら四つの選挙期間中、都市部におけるZANU-PPFの「戸別訪問キャンペーン (Door to Door Campaign)」を除外せば大きな混乱はなかった。「戸別訪問キャンペーン (Door to Door Campaign)」とは夜間、ZANU-PPFの党員とその支持者が突然有権者の住居を訪れて、同党への投票を強要するというものであった。

表 2 90年代の大統領・議会選挙結果

90・96年大統領選挙 (得票数)			
1990	ムガベ (ZANU-PF) 83.05%	テケレ (ZUM) 16.95%	
1996	ムガベ (ZANU-PF) 92.76%	ムゾレワ (UP) 4.80%	シトレ (ZANU-Ndonga) 2.44%

90・95年議会選挙 (獲得議席数)			
	ZANU-PF	ZUM	ZANU-Ndonga
1990	117	2	1
1995	118		2

これらの数字から明らかのように、九〇年の二つの選挙に比べて九五年の議会選挙と九六年の大統領選挙の投票率はきわめて低い。しかしながら有権者にとって野党勢力の低迷と脆弱性を考えるならば ZANU-PF へ投票する以外に選択の余地がなかったことも事実であろう。九二年から開始された市場経済への移行、いわゆる「構造調整計画」、これに伴う消費者物価の高騰、そして庶民の生活条件の悪化は、ZANU-PF 政権に対する失望、不満を徐々に蓄積させていった。そしてこれも投票率の低さを説明する一つの要因として指摘できるであろう。言葉を換えていえば、一般民衆そして有権者にとっては、構造調整計画による生活苦が日増しに強まり、その一方で独立革命への情熱は次第に薄れていったのである。

ZANU-PF は一九八九年、ZAPU との統合協定に調印し、議会の議席をほぼ独占することになり、ジンバブウェは事実上の一党制国家となった。社会主義社会の実現を掲げる ZANU-PF にとっては、法律上の一党制へと移行するために必要な憲法改正をおこなうに十分な議席を有していたが、最終的に「経済構造調整計画」として具体化する社会主義経済から市場主義経済への移行を求める国際機関そして先進ドナー諸国の圧力によってこれは実現しなかった。このことは複数政党制にもとづく民主主義体制の継続を意味したが、九〇年代の四回の選挙を通じて ZANU-PF はほぼすべての選挙区をその支持基盤とし、政権交代の起こりえない支配体制を樹立したのである。そして植民

地支配と白人支配からの解放を指導したもう一方の革命勢力であるZAPUを吸収したことにより、ZANU・PFは唯一の「革命勢力」そして「解放運動」としての支配の正当性を有権者に強くアピールしたのであった。

ここで注意すべきことは、ZANU・PFが、利益表明そして利益集約をその主たる機能とする「政党」というよりはむしろ「解放組織」そして「革命勢力」とみずからを規定し、その動員力と支配体制を国民に誇示するための「儀式」として選挙を位置づけていたとみることが出来る。したがってZANU・PF支配体制に対する挑戦は、同党ひいては「革命の大儀」に対する裏切りと見なされることになる。そしてこうしたZANU・PFのレトリックは、二〇〇八年の議会・大統領選挙まで続くのであるが、九五年の議会選挙と九六年の大統領選挙における低投票率は、「革命政党」としてのZANU・PFにとっては大きな問題であった。

野党勢力は、ジンバブウェを独立させ白人支配からの解放へと導いた唯一の「革命勢力」、そして「解放運動」というZANU・PFの支配の論理に対抗して有権者を反ZANU・PFへと動員するレトリックを見いだすことができなかった。⁽⁷⁾ また全国政党として九〇年代を通じて政治の舞台で活動を持続した全国政党は、ZANU・PFを除いて一党も存在しなかった。たとえばZANU・PFの中で孤立したテケレと彼が結成したZUMは、表2にみられるように、九〇年の大統領選挙では投票数の約一七パーセント、そして同年の議会選挙におけるZUMの得票率は同じく約一七パーセントであったが、同党は九五年の議会選挙と九六年の大統領選挙においてはすでに消滅していた。九五年議会選挙に参加したFPZは都市部の一部では世論を喚起したが、投票数の五・九パーセントしか獲得できず選挙後政治の舞台から撤退してしまったのである。

表 3 2000年新憲法に関する国民投票

	投票数	%
“yes”	578, 210	45. 32
“no”	697, 754	54. 68

II 「民主主義体制」から「選挙権威主義体制」へ

1 体制の転換点としての国民投票

二〇〇〇年二月におこなわれた「新憲法草案」に関する国民投票の結果は、これまで唯一の「革命勢力」そして「解放運動」としての Z A N U - P F の支配の正当性に対して、有権者がはじめて否定的な姿勢を表明したものであった。

新憲法草案は、当初、官と民の代表から構成される「制憲委員会」によって起草される予定であったが、たとえば二〇以上の市民団体を代表する「全国制憲会議 (National Constitutional Assembly; NCA) がこれへの参加を拒否したために、結果的に政府主導で起草された。⁽⁸⁾ 一九九九年一月三〇日に発表された新憲法草案の骨子は、以下の通りである。⁽⁹⁾

- ・ 大統領の任期を一期五年間二期までとする
 - ・ 大統領の権限の大幅拡大
 - ・ 首相のポストの設置
 - ・ 六〇議席からなる上院の設置
 - ・ 下院選挙への比例代表制の導入
 - ・ 政府から独立した選挙管理委員会の設置
 - ・ 伝統的指導者に対する権限の付与
- そして投票結果は、表 3 の通りであった。

国民投票の投票結果は、たんに新憲法草案それ自体に対する反対票というだけではなく、その背後には E S A

P以後の都市部・農村部の違いを超えた、そしてエスニックグループの違いを超えた全国的なレベルにおける人々のZANU-PP体制に対する生活苦にもとづく不満であり、それが反対票というかたちをとった、ということである。すなわち、新憲法草案に対する反対票が都市部ばかりではなく、農村部においても広範に見られた。いうまでもなく、アフリカ諸国のように人口構成が多民族(multi-ethnic)である場合には、個々のエスニシティーそしてエスニックグループごとの投票行動に関する分析が必要であろう。そしてこの国民投票においてもエスニックグループ別の投票行動をその結果から見る事ができる。すなわち単純化していえば、「シヨナ人」が多数を占める選挙区においては、憲法草案賛成、そして「ンデベレ人」が多数を占める選挙区においては憲法草案反対であった。しかしながらこの国民投票が、同じ年におこなわれた「国会選挙」、そして二〇〇二年におこなわれた「大統領選挙」と有権者の投票行動という点において大いに異なるのは、「シヨナ人」が多数を占める選挙区においても無視できないほどの憲法草案反対票が見られたということである。

生活苦に関する民衆の不満は、一九九〇年代後半から特に都市部において職場放棄、ゼネスト、そして暴動というかたちで顕著に見られていた。すなわち(1) 九五年一二月の首都ハラレにおける暴動、(2) 九六年八月と一〇一二月の公務員ストライキ、(3) 九七年七月九月頃、経済のあらゆるセクターにおけるストライキ続発、(4) 九七年二月、「ジンバブウェ労働組合会議(Zimbabwe Congress of Trade Union: ZCTU)」主導によるゼネストとその直後にハラレにおいて発生した暴動、(5) 九八年一月、食料品の値上げに端を発したハラレとチトウングウィザにおける暴動、(6) 九八年中に頻発したZCTU主導による「職場放棄」、(7) 九八年一月のハラレ、チトウングウィザ、そしてブラワヨにおけるガソリンの値上げに端を発する暴動、などである。このうち(2)(3)(4)そして(6)は、労働条件の改善(特に賃上げ)をめざした組織的行動であり、他方(5)そして(7)は、物価の高騰を不満とする一部の都市住民のデモ行進が暴動へと発展したものであった。

なお(一)は、警官の発砲に激怒した市民の抗議運動が暴動となった事件であった。そしてこれらの事例から確認しうることは、以下の二点である。すなわち一、騒乱状態は都市部で発生したこと、二、公務員の抗議運動に対して政府はきわめて厳しい措置を課したこと、である。こうした都市部における騒乱に示されるように、E S A Pの結果としてもたらされた生活条件の悪化は、民衆のあいだにZ A N U - P F政権に対する不満を蓄積させたのである。

一九九〇年代後半において、ハラレの労働者の労働条件の改善に深く関わり合い、以上のようなゼネスト、そして職場放棄を組織したのがZ C T Uであった。同組織は、九九年二月みずから母体として政党を結成することを発表し、同年九月、「民主変革運動 (Movement for Democratic Change: MDC)」を結成した⁽¹⁰⁾。そして以後同党は、ハラレ、ブラワヨといった都市の住民の支持を確実にする一方で、農村部への浸透にも積極的に取り組んだ。すなわち農村部において同党は、初等・中等学校の教員をつうじて支持基盤の拡大を目指したのであった⁽¹¹⁾。そしてその活動が実を結んだ最初の事例が、この「新憲法草案」に関する国民投票であった。

他方、Z A N U - P F政権は、人々が国民投票において新憲法草案を支持するものと楽観視していたように思われる。したがって、Z A N U - P Fも有権者に対して物理的な暴力を使って賛成票を投ずるように強いことはなかったし、M D Cをはじめとする「市民団体」の活動に露骨に介入するといった行為もほとんどおこなわれなかった。また国民投票の前年から全国各地でおこなわれていた「新憲法起草委員会」による公聴会においても、人々の反政府的な発言に対する妨害は見られなかった⁽¹²⁾。この意味において、国民投票の投票結果は、有権者の過半数が政府に対する否定的な態度を示したということを意味するばかりではなく、各選挙区レベルの、特に「シヨナ人」が多数を占める選挙区における有権者の政治意識が同年四月の議会選挙の投票結果よりも正確に反映されたものと推測できよう。

表4 大統領・議会選挙結果 (2000~2005年)

2000・2005年議会選挙結果				
	ZANU-PF	MDC	ZANU-Ndonga	Independent
2000	62	57	1	0
2005	78	41	0	1
2002年大統領選挙 (%)				
ムガベ (ZANU-PF) 56.20%			ツァンギライ (MDC) 42.00%	

(投票率: 55.4%)

2 「選挙権威主義体制」下の選挙

二〇〇〇年から二〇〇五年までのあいだにジンバブウェにおいては、議会(下院)選挙が二回そして大統領選挙が一回おこなわれた。そしてこれらの選挙を節目として二〇〇〇年から二〇〇八年議会・大統領選挙に至るまでの期間は、過去二〇年間、外部のアクターの一般的な認識として「民主主義体制」と見なされてきたジンバブウェが「非民主主義体制」あるいは「選挙民主主義体制」へと体制が転換した。選挙権威主義体制とは、政権党の「操作」によって野党勢力が選挙に敗北する、あるいは敗北することが想定される権威主義体制として定義できよう。

これらの選挙結果は表4の通りである。

これらの選挙に共通する特徴は、一、アフリカ圏外のオブザーバー、および諸政府によって「自由かつ公平」とは見なされなかったこと、二、ZANU-PFは、シヨナ系住民が多数派を占める選挙区において圧勝し、MDCは都市部およびインデベレ住民が多数派を占める選挙区の議席をほぼ独占したこと、である。一に関しては、たとえば〇一年議会選挙は、その選挙運動期間中から野党支持者に対する暴力行為、そして開票をめぐる不正行為が全国的に見られた。特に農村部においては、MDCの選挙運動の中核となった教員に対する暴力行為が頻発した。同選挙に派遣された英連邦オブザーバーグループも、その報告書のなかで、全国各地で暴力行為や脅迫行為が見られ、こうした行為は特に農村部で顕著であり、野党やその候補者たちは同地域で選挙

運動をおこなうことが妨げられていたこと、そしてこうした行為は、有権者の選択の自由を損なったと指摘している。⁽¹³⁾

こうした傾向は、〇二年大統領選挙、そして〇五年の議会選挙においても見られた。ZANU・PFにとって、有権者の同党からの離反はまさに「革命の大義」に対する裏切りであった。そして野党勢力であるMDCへの有権者の加担は、まさに国家に対する逆行行為であった。MDC党首ツァンギライが、たびたび「国家反逆罪」に問われるのはまさにこうしたZANU・PFのレトリックにもとづくものであった。しかしながらその一方で国民投票における敗北は、ZANU・PFに解放運動そして革命勢力としてのみずからの正当性の再構築を強いることになり、「植民地主義の遺産」としての白人農園に対する強制収用に着手させることになった。そしていわゆる「農園侵略」が二〇〇〇年議会選挙の直前から横行することになったのである。

「農園侵略」とは、二〇〇〇年三月以降いわゆる「元兵士」と呼ばれる人々が主要なアクターとなり、白人が所有する大農園を一方的に侵略し、占拠する活動である。「元兵士」とは、七〇年代、ジンバブウェの独立を目指して「解放勢力」に身を投じた人々のことを指す。当初は、この「元兵士」が村人を動員するかたちで平和理に白人農園の侵略をおこない、政府と交渉するといったケースが見られた。しかしながら彼らの活動はその後次第に組織化され、さらには武装した「元兵士」のグループが、大農園を襲撃し、抵抗する白人農園主を殺害するといった行動へとエスカレートしていったのである。

野党勢力としてのMDCは、これらの選挙を通じて政権の座に就くことはできなかったが、これまでのジンバブウェに存在した野党勢力とは異なり継続的に政党活動を展開し、ZANU・PFの統治に不満を持つ有権者にとって実効性のある受け皿となることができた。その結果として同党は、独立以来続いてきた事実上の一党制から二大政党制への道を開いたのであった。こうしたMDCの継続的な活動を支えた要因のひとつが外部からの支

援であったことは看過できない⁽¹⁴⁾。なぜならばアフリカに広く見られる「新産業制国家」において、野党勢力が公的な資金援助を国家から提供されることは極めてまれであり、したがって財源不足のために政党活動が中止に追い込まれる事例は、ジンバブウェにおいても過去に見られからである。

3 「選挙権威主義体制」の解体——飢えのなかの選挙——

ジンバブウェにおける「選挙権威主義体制」は、ほぼ八年間で終焉した。というのも、二〇〇八年の議会選挙において与野党の勢力が逆転したからである。二〇〇八年三月から六月の議会・大統領選挙の結果は、表5の通りである。なお大統領選挙決選投票ではツァンギライが出馬を取り止めたためムガベが当選した。ツァンギライが決選投票から降りた最大の理由は、MDCの支持者に対する前例のない規模の弾圧が軍および警察によっておこなわれ、またZANU-PPFの支持者がMDCの支持者に対して激しい暴力行為をおこなったためである。

国際人権NGOである「ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HUMAN RIGHTS WATCH)」の報告書によれば、軍が主体となってMDC支持者に対しておこなった「誰に投票したのか作戦」の結果、暴行・拷問事件が少なくとも二〇〇〇件発生し、少なくとも三六名が殺害され、そして三〇〇〇人以上がこうした弾圧から逃れるために居住地を離れ国内流民となった⁽¹⁵⁾。また南アフリカの人権擁護NGOである「ソリダリティー・ピース・トラスト (SOLIDARITY PEACE TRUST)」の報告書によれば、最高安全保障機関である「合同作戦司令部 (Joint Operation Command, JOC)」は三月二十九日以降に発生した暴力行為の五六パーセントに関わっていた⁽¹⁶⁾。

二〇〇八年議会選挙における有権者の投票行動は、過去二回(〇〇年と〇五年)の議会選挙と基本的には同じパターンが見られた。すなわちMDCは、都市部とンデベレ系住民が多数派を占める選挙区で圧勝し、ZANU-PPFはシヨナ系住民が多数派を占める選挙区で優位に立つというパターンである。しかしながら今回の議会

表 5 大統領・議会選挙結果 (2008年)

2008年議会選挙				
MDC-T	MDC-M	ZANU-PF	Independent	Total
100	10	99	1	210
42.88%	8.39%	45.94%	2.25%	100%

2008年大統領選挙					
		第一回投票		第二回投票	
政党	候補者	得票数	得票率	得票数	得票率
ZANU-PF	ムガベ	1079730	43.20%	2150269	85.50%
MDC-T	ツァンギライ	1195562	47.90%	233000	9.30%
Mavambo/Kusile/Dawn	マコニ	207470	8.30%		
Independent	トウンガナ	14503	0.60%		

(Zimbabwe Electoral Commission)

選挙で特徴的なことは、一、シヨナ系住民が多数派を占めるマニカランド州の三分の二以上の議席をMDCが獲得したこと、そして二、これまでほとんどZANU-PFの独占状態が続いていたマシヨナランド三州においてもMDCが全議席の約二〇パーセントを獲得したこと、である。すなわちZANU-PFは、そのもつとも強固な支持基盤と見なしていたシヨナ系住民の選挙区において議席を失ったことにより敗北したのである。

こうした特徴は、大統領選挙の第一回投票からも読み取ることができる。すなわちマニカランド州においてはツァンギライが勝利を収め、マシヨナランド三州においてはマシヨナランド・セントラル州ではムガベが三分の二以上の票を獲得したが、ウエスト・マシヨナランド州およびイースト・マシヨナランド州においては勝者ムガベとツァンギライの得票数の差は、一〇〜一四パーセントであった。これは、〇二年の大統領選挙において、マシヨナランド三州におけるツァンギライの得票数が、全投票数の約一五から二五パーセントであったことから見て、マシヨナランドにおいてもツァンギライの支持者が増大したことを示している。

以上のように今回も過去二回の議会選挙、そして〇二年の大統領選挙同様、与党ZANU-PFによる心理的暴力から物理的暴力に

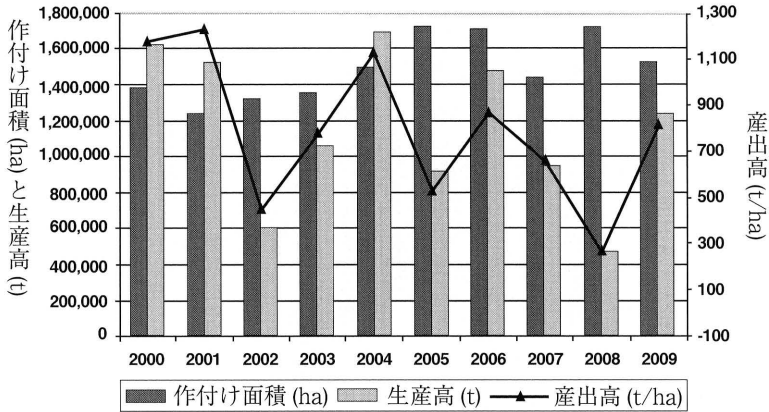
至るまで選挙結果を与党の勝利へと導くためのあらゆる「操作」がおこなわれたにもかかわらず、与党ZANU-IPFは敗北した。また大統領選挙においても、先に述べたように決選投票にツァンギライが出馬をとり止めたためにムガベが大統領に再選されたが、事実上与党の統制下におかれている選挙管理委員会の発表でさえ、第一回投票ではツァンギライが得票数でムガベを上回っていた。

先の国民投票に見たように、二〇〇〇年当時、一九九〇年代後半からの人々の生活苦は「革命勢力」としてのZANU-IPFに対する忠誠心を上回っていた。そして「植民地支配の清算」としての「農村侵略」も二〇〇八年の選挙結果に示されるように人々を再度ZANU-IPFのもとに結集する求心力としては十分に働かなかった。多くの白人農園が政府によって強制収用された主たる地域は、ZANU-IPFの独立以来の支持基盤であったマシヨナランド州とマニカランド州であった。しかし〇八年議会選挙においては、先に述べたようにこれらの地域の有権者の多くがMDCに投票し、その結果与野党が逆転したのであった。それではなぜ有権者は、「自由かつ公平な選挙」とは決して言えないような選挙において、あるいは与党ZANU-IPFの極めて露骨な「操作」を乗り越えてMDCを支持したのであろうか。

その理由の一つとして指摘しておきたいのは、人々の「飢え」である。ここでいう「飢え」とは、単なる生活苦をはるかに凌ぐ人々の存続を脅かす飢えである。周知のように二〇〇〇年代、ジンバブウェの経済はIMFによる新規融資の停止、そして「農園侵略」を理由とした先進ドナー諸国による経済制裁によって急激に悪化していった。このことは、二〇〇〇年における平均インフレーションが五五・七パーセントであったのに対して、〇七年には一万二五六二パーセント、そして〇八年初頭には一〇万パーセント以上になったことを述べれば十分である⁽¹⁷⁾。こうした経済状況の悪化が、まさに「生存のための出国 (Survival Migration) を生み出した。たとえ

ばUNHCRによれば、二〇〇五年から二〇〇八年に連立政権が樹立されるまで、南アフリカ共和国への出国者

図 1 2000 - 2008年と比較した2008/09年のメイズ生産高



出典：Ministry of Agriculture, Mechanization and Irrigation Development

は急激に増加し、二〇〇七年の時点で一〇〇万人から一二〇万人のジンバブウェ人が南アフリカ共和国に在住したという。⁽¹⁸⁾ として図1に明らかなように、二〇〇六年以降二〇〇八年まで、メイズの生産量は激減している。さらに選挙前年の二〇〇六年から二〇〇七年の生産期における一ヘクタールあたりの収穫量は、六五九キログラムで、これは独立後最大の収穫量となった八四年から八五年の生産期(二二五八キログラム)のわずか三〇パーセントにすぎない。⁽¹⁹⁾ こうしたメイズ生産量の減少は、ほぼ「生存経済」のレベルにあるジンバブウェの農民にとっては危機的な状態である。というのも彼らはメイズの種子、そして化学肥料を現金で購入しなければならず、この現金は基本的にメイズの余剰分を市場へ出荷する(一般的には、メイズ流通公社へ売り渡す)ことによって得ている。したがってメイズ生産の低下は、次年度の作付面積に影響を及ぼすと同時に、自給用のメイズの確保も困難なものになるのである。さらにメイズ流通公社の農民に対する支払いが、滞りがちなことも農民にとって極めて深刻な問題であった。⁽²⁰⁾

このように二〇〇八年の議会選挙・大統領選挙の結果は、有権者のまさに「生存」を賭けた投票行動そのものだった。言葉

を換えていえば、それは「飢えの力」といつてもよいであろう。そして彼らは、「選挙権威主義」体制下においても、投票によって体制転換を実現できることを示したのである。

ジンバブウェの政治体制は、二〇〇八年総選挙によって大きく変動した。議会における与野党の逆転を果たしたMDCは、ZANU-PPと交渉に入り同年九月「権力分有協定」が両者のあいだで締結され、最終的に二〇〇九年二月、大統領ムガベそして首相ツァンギライとする連立政権が樹立された。さらに同年七月には同政府によって新憲法に関する草稿（通称「カリバ草稿」）が起草され、これにもとづいて「憲法選定委員会（通称COPAC）」が二〇一〇年一月から全国各地で行動を開始した。選挙管理委員会のスケジュールとしては、二〇一一年半ばに新憲法に関する国民投票、そしてこれを受けて同年ないしは二〇一二年に大統領・議会選挙が予定されている。このように〇八年総選挙の結果は、「非民主主義体制」と見なされる国家においても定期的に選挙がおこなわれているならば、まさに民主的な手続きによって政治体制を変化させることができることを示したのである。

結 語

本稿は、「非民主主義体制」あるいは「選挙権威主義体制」と呼ばれるような政治体制において、どのようなかたちで政治変動が発生するのかということを経ンバブウェを事例として検証した。その結果として明らかにされたことは、たとえ操作されたものであっても選挙が定期的を実施される状況においては、一定の条件が満たされるならば、政治体制の転換は可能であるということである。そして一定の条件とは、一、持続可能な組織としての野党の存在、二、野党に対する外部からの支援、そして三、「飢え」の状態に追い込まれた有権者あるいは

「飢えの力」である。

ジンバブエのケースは、政権の交代あるいは与野党による権力の分有という点においては、極めて困難なケースであったと思われる。というのも独立後約三〇年間政権党として君臨した ZANU-PPF は、ジンバブエを独立へと導いた唯一正統な「革命勢力」であり「解放組織」であるからである。同組織にとって、野党勢力は独立革命に対する「裏切り」であり、したがってその存在は排除されるべきものと位置づけられた。独立後、ZANU-PPF が一方の解放組織である ZAPU の支持基盤を民族の壁によって解体することができなかったことは、同党にとっては容認できない事実であった。ジンバブエ中西部における反政府勢力掃討活動そして ZAPU の吸収合併は、ZANU-PPF のこうしたレトリックにもとづくものと見なすことができる。

有権者にとつても独立後約二〇年間は、ZANU-PPF の支配の正当性に対して疑う余地はなく、選挙という「儀式」を通じて人々は同党に対する忠誠を表明した。こうした状況において有力な野党が存在する余地はなかったのである。

しかしながら九〇年代初頭からはじまる「構造調整計画」は、人々の暮らしを根底から揺さぶることになった。一九九〇年代後半に都市部で頻発した職場放棄、ゼネスト、そして暴動は、ZANU-PPF の唱える「革命の大義」に疑問符を呈するものであった。そして九〇年代の選挙結果に見られる投票率の低下、政治的無関心は、まさにこれを示すものであった。「革命勢力」そして「解放運動」としての ZANU-PPF による支配の正当性が次第に損なわれはじめたのであった。しかしながら「構造調整計画」にはじまる人々の生活条件の悪化、そして ZANU-PPF 支配体制に対する不満の受け皿は存在しなかった。すなわち九〇年代において民衆の不満を集約し、それを表明できるような野党勢力は存在しなかったのである。

一九九〇年代末、MDC が労働組合を母体として政治の舞台に登場してきたことは、ジンバブエの政治にと

つては大きな転換点となった。都市部における労働組合という支持基盤の確立、「構造調整計画」によって生活条件の悪化した農村部への組織的な勢力の浸透、そしてこうしたMDCの活動を資金面で支えた外部からの支援、こうした条件が整ったことがMDCを持続可能な野党として存続させることになった、と見る事ができるであろう。そしてこの結果が、新憲法の「国民投票」による否決となったのである。

二〇〇〇年から〇八年までのジンバブウェは、まさに軍・警察といった合法的な暴力装置を用いてZANU-PFが、その支配体制を正当化しようとした八年間であった。しかし〇八年選挙の結果としての議会における与野党逆転は、「白人農園侵略」を含めた物理的暴力だけでは一国を長期間にわたって支配することができないということであらためて示したのであった。そしてこうした政治変動は、「飢え」に直面した有権者あるいは「飢えの力」、持続可能な野党の存在、そして野党に対する外部からの支援という条件が存在し、まさに選挙という手段によって実現したのであった。このようなジンバブウェのケースから見取ることができるのは、以上のような条件が整うならば、「選挙権威主義」体制であってもまさに選挙によって政治体制の変動は発生する、ということである。

- (1) Afrobarometer, *Neither Consolidating Nor Fully Democratic: The Evolution of African Political Regimes, 1999-2008*(Afrobarometer Briefing Paper No. 67), May 2009, p. 2.
- (2) Schedler, Andreas ed., *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*, Colorado, Lynne Rienner Publishers, 2006, p. 4.
- (3) Freedom House, *Map of Freedom: Sub-Saharan Africa* (<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=363&year=2010>).
- (4) ZANU-PFの正式名称は'Zimbabwe African National Union-Patriotic Front'、ZANUの正式名称

称は「Patriotic Front-Zimbabwe People's Union」であるが、本稿においては、前者を ZANU-PPF として後者を ZAPU として表記を統一する。

- (5) 二〇〇五年年々の選挙結果は「African Election Database([#19-80_House_of_Assembly_Election](http://africanelections.tripod.com/zw.html))」²⁴⁸⁾。
- (6) なるは Southern Rhodesia Elections, February, 1980; The Report of the Commonwealth Observer Group on Elections leading to independent Zimbabwe, London, Commonwealth Secretariat, 1980.
- (7) 九〇年代の四つの選挙を通じて議席を獲得した野党は ZANU-ndonga 一党だけであるが、この政党は特定の地方 (Chipinge) のみに支持基盤をもつ地方政党であった。
- (8) *The Zimbabwe Mirror*, 19-25, March 1999.
- (9) 「新憲法草案」の全文は、Web上のジンバブウェ政府のサイト「アドレスは <http://www.gta.gov.zw/Constitutional/Draft%20constitution/Contents.Draft.Const.htm> にアップロードされた (二〇一〇年一月三日現在は削除)。
- (10) MDC は、二〇〇五年、MDC ツァンギライ派 (MDC-T) と MDC ムタンバラ派 (MDC-M) に分裂した。
- (11) 二〇〇〇年三月、MDC 党本部における党首ツァンギライとのインタビュー。
- (12) 一九九九年八月、マシヨナランド・セントラル州、チウエシエ郡ニヤタージカ初等学校においておこなわれた公聴会には、約三〇名の人々が参加し、新憲法起草委員会による同草案の説明後、人々は自由に発言する機会を与えられた (一九九年七月八月の同地域における筆者の現地調査による)。
- (13) Commonwealth Secretariat, *The Parliamentary Elections in Zimbabwe, 24-25 June 2000; The Report of the Commonwealth Observer Group*, p.32-33.
- (14) Guardian.co.uk, "US reveals its efforts to topple Mugabe regime", <http://www.guardian.co.uk/world/2007/apr/06/zimbabwe.topstories.3>.
- (15) Human Rights Watch, *op.cit.*, pp. 1-2, 67p.
- (16) Solidarity Peace Trust, *op.cit.*, p. 28.

- (17) The Economist Intelligence Unit, Country Profile 2008, Zimbabwe, p. 3.
- (18) Betts, Alexander and Ezra Kaytaz, National and international responses to the Zimbabwean exodus: implications for the refugee protection regime Research Paper, No. 175(July 2009), UNHCR, pp. 9–10.
- (19) Agricultural Statistics Bulletin, 2010.
- (20) www.africanagriculture.org, 2010 “Zimbabwe’s maize farmers disgruntled by low prices”, (<http://www.africanagricultureblog.com/2010/07/zimbabwes-maize-farmers-disgruntled-by.html>).